

三次市教育委員会告示第 号

三次市公立学校非常勤講師設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 2 2 年 4 月 日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

三次市公立学校非常勤講師設置要綱（平成 2 1 年三次市教育委員会告示第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「， 1 週間当たり 3 0 時間以内」を「， 4 週間につき 1 1 6 時間 1 5 分を超えず，かつ 1 日につき 7 時間 4 5 分を超えない範囲内」に改める。

附 則

この告示は，平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。